

介護職員(ケアワーカー)の処遇改善実施状況

【介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」】

処遇改善加算は、介護職員の処遇向上を目的に、国が定める一定の要件を満たす事業所について介護報酬が加算される仕組みです。

また、特定処遇改善加算は介護職員の定着化を目的に、令和元年10月に創設され、介護職員の技能・経験・勤続年数等を基準に更なる処遇向上を目指した制度です。

当法人では、職場環境整備を行い、全ての事業所が介護職員等特定処遇改善加算の()又は()の加算が適用されています。

○職場環境要件の実施状況

資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化
その他	中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮等）
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	非正規職員から正規職員への転換
	職員の増員による業務負担の軽減

令和2年4月1日現在